

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、産交バス株式会社から令和3年1月29日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線一部廃止）届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。
意見聴取結果は以下のとおりです。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果について

ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線廃止）事前届

公示番号：九運公第87号

事案番号：熊2廃11（産交バス株式会社）

イ 意見聴取の日時及び場所

日時：令和3年6月25日（金）13時30分から

場所：福岡合同庁舎新館10階（九州運輸局）

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

【熊本県】（意見を記載した書類の提出有り）

熊本県 企画振興部交通政策・情報局 交通政策課長 清田 克弘

【熊本市】（意見を記載した書類の提出有り）

熊本市 都市建設局都市政策部 交通政策課長 黒部 宝生

【宇土市】（意見を記載した書類の提出有り）

宇土市 企画課 課長 宮崎 英児

参事 磯部 怜美

エ 陳述の要旨

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（産交バス株式会社）との協議内容

【熊本県】

- ・ 令和2年12月28日に産交バス株式会社より路線廃止に係る申出書の提出があり、受理した。
- ・ 令和3年1月26日に地方バス対策宇城地域ブロック協議会にて、当該廃止内容を協議し、旅客の利便を阻害しないことについて承認。
- ・ 令和3年6月7日、地方バス対策熊本地域ブロック協議会で協議、旅客の利便を阻害しないことについて承認。

【熊本市】

- ・ 令和3年1月18日付け交政第317号の2にて、熊本県バス対策協議会を通じて路線廃止の申出書を受理。
- ・ 「済生会病院線」について、他社既存路線との重複路線であるため、地方バス対策協議会での協議なし。
- ・ 「走潟線」について、令和3年6月7日、地方バス対策熊本地域ブロック協議会で協議済。

【宇土市】

- ・ 令和2年7月27日に、産交バス株式会社から利用者減少により当該路線を廃止したいとの相談があり、済生会病院線は重複路線があり、走潟線は1回あたり平均0.1人の乗車しかないことが乗降調査資料より確認されたことから路線廃止に同意。
- ・ 令和3年1月25日付けで回答した宇城地域ブロック協議会（書面協議）で、状況によっては住民説明会を行うことを条件に同意した。
- ・ 宇土市地域公共交通会議においては、令和3年6月中に書面協議を行い、後述する代替交通の説明に伴い路線廃止の報告をする。

(2) 関係自治体・地域住民の意見

【熊本県】

- ・ 当該廃止路線は、路線の大半で他社系統が運行しており、また、そのほかの廃止区間においても、デマンド型タクシーの運行が予定されているなど、代替交通が確保されていることから、旅客の利便の阻害は最低限に抑えられているため、今回の路線廃止はやむを得ないと考える。
- ・ 地元住民や利用者等への説明及び周知については、同社と沿線自治体が協力・連携しながら、引き続き丁寧に行っていただきたい。

【熊本市】

- ・ 当該路線は一定数の利用があり、本市の施策上、維持していくことが必要と考えられることから、これまでも本市が補助を行っており、引き続き運行することが望ましい。
- ・ しかしながら、慢性的な乗務員不足による労働環境への影響や、新型コロナウイルス感染症蔓延による利用者の減少等、バス事業全体の効率化・合理化を進める上では現在の運行を維持することは困難。
- ・ 一定数の利用がある以上、旅客の利便を全く阻害しないとは言い難いが、廃止区間・バス停については他社路線や乗り換えにより従前通りの移動手段が確保されるため、利用者への影響はできる限り抑えられている。また、走潟線については路線の廃止後、デマンド型タクシーを導入予定である。

- ・ 以上のことを総合的に鑑みると、この路線廃止はやむを得ないと判断する。
- ・ 地域住民への周知については、代替路線や乗り換えの説明など、十分な期間をもって広く周知を図っていただきたい。

【宇土市】

- ・ 走潟線について、熊本市から、市を跨ぐ路線のため本市のミニバス（宇土市ミニバス「のんなっせ」）を延線できないかとの相談があった。
- ・ ミニバスは、郊外と市街地（宇土駅）をつなぐことを目的としたコミュニティ交通である。
- ・ 延線することで所要時間が増加し運行全体に影響が出ること、主な利用者が限定的で少数であること、熊本市・宇土市間の移動については別の交通手段があることから、熊本市への乗り入れは行わないこととした。

(3) 路線廃止に対する代替交通

【熊本県】

- ・ 他社路線及びデマンド型タクシーにて対応予定と聞いている。

【熊本市】

- ・ 他社路線で対応する。
- ・ 「走潟線」についてはデマンド型タクシーを導入する。

【宇土市】

- ・ 走潟線廃止の対応としてミニバスのルート改正を行う。路線廃止となる県道501号の沿線上付近で、利用者があり、かつミニバスが停車しやすい場所に、2か所停留所を新設する。

(4) 廃止予定日の繰り上げの是非

【熊本県】… 非

- ・ 路線廃止に係る地元住民及び利用者への周知期間が必要なため。

【熊本市】… 非

- ・ 路線廃止に対する地域住民への説明に時間を要するため。

【宇土市】… 非

- ・ ミニバスのルート改正日を令和3年10月1日に予定しているため。